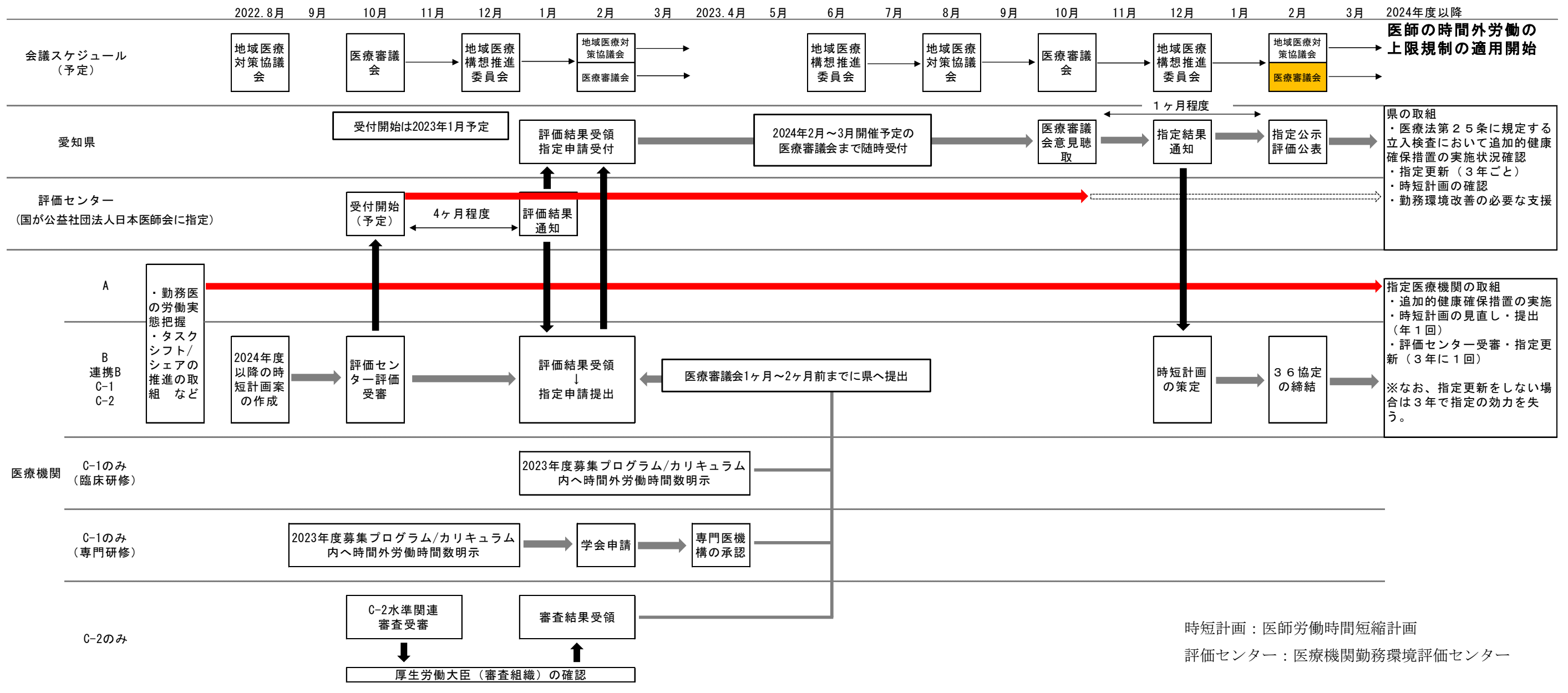


特定労務管理対象機関の指定について

1. 制度概要

- 2018年7月6日公布の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、労働基準法が改正され、勤務医に対する時間外労働の上限規制が2024年度から適用される。
- また、2021年5月28日公布の「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間（B・C水準：年1860時間以下）を適用する医療機関を都道府県が指定し、指定医療機関における健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等の措置を講ずることとなる。

2. 特定労務管理対象機関（B・連携B・C-1・C-2水準）の指定に係る手続きの流れ



【補足】 <2022年4月1日医政発0401第31号厚生労働省医政局長通知 別紙1を基に改変>

1. 評価センターの評価には4ヶ月程度かかることから、指定を予定する医療機関においては遅くとも2023年8月頃までに評価センターの評価受審が必要となる。
2. 臨床研修・専門研修プログラム/カリキュラム内へ時間外労働時間数明示については、C-1水準の要否にかかわらず、全てのプログラム/カリキュラム内に明記する必要がある。
3. 時短計画について、指定申請の有無にかかわらず、2024年4月1日の前日までの間に年間の時間外・休日労働時間が960時間を超える医師がいる医療機関は、2023年度末までの計画の作成に努めることとされている（努力義務）。

3. 指定の要件

	B（特定地域医療提供機関）	連携B（連携型特定地域医療提供機関）	C-1（技能向上集中研修機関）	C-2（特定高度技能研修機関）
I 医療機関機能	<ul style="list-style-type: none"> 救急医療 居宅等における医療 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療 <p style="text-align: center;">（※注1）</p>	他の病院又は診療所に医師の派遣（当該病院又は診療所の管理者の指示により行われるものその他の当該病院又は診療所の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めたもの）を行う	<ul style="list-style-type: none"> 臨床研修を受ける医師 専門研修を受ける医師 	<ul style="list-style-type: none"> 特定分野（※注2）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であって当該研修を受ける医師（高度な技能を取得するための研修に関する計画が作成された者であって、当該技能の取得のための研修を受けることが適用であることについて、厚生労働大臣の確認を受けた者）
II 指定に係る業務	上記に掲げる業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える必要がある	当該派遣を行うことによって当該派遣をされる医師の時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える必要がある	<ul style="list-style-type: none"> 臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に着けるために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える必要がある 専門研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を取得するために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える必要がある 	高度な技能を修得するための研修に係る業務であって、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える必要がある
III 医師の労働時間の短縮に関する計画書（労働時間短縮計画）の案	<ul style="list-style-type: none"> 当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の状況 当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 当該病院又は診療所に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 上記のほか当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 		<ul style="list-style-type: none"> 臨床研修又は専門研修を効率的に行うための取組に関する事項 	
IV 医療法に規定する面接指導並びに休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること				
V 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと				

注1）（1）救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣が定めるもの

- 医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所
- 医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、「年間の救急車の受入件数が 1000 件以上であること」又は「当該病院若しくは診療所が表示する診療時間外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間 500 人以上であること」かつ「医療計画において 5 疾病 5 事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること」

（2）居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所

（3）地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保ため必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所

（例）ア 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関

高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等

イ 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関

精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関

注2）特定分野は、日本専門医機構の定める基本領域（19領域）において、高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる医療の分野とする。

4. 地域の医療関係者との協議

○都道府県が指定をするに当たっては、あらかじめ、医療審議会の意見を聴かなければならないとされている。

○また、医療法第 106 条により、地域医療対策協議会、地域医療構想推進委員会の協議を行うに当たっては、厚生労働大臣が定める「医師の労働時間短縮等に関する指針」を勘案するものとするとしてされている。そのため、地域医療構想推進委員会では地域医療構想との整合性を確認する、地域医療対策協議会では医師の確保との整合性を確認する、ことを想定している。

【B 水準・連携 B 水準】

B 水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること及び地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。その際、医療機関の機能分化・連携等を進めることによる将来の地域医療提供体制の目指すべき姿も踏まえることが必要であり、地域医療構想調整会議における、医療計画のうち地域医療構想の達成の推進のための協議状況を勘案し、地域医療構想との整合性を確認することが適当である。また、地域の医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会における議論との整合性を確認することが適当である。このため、実質的な議論は、都道府県医療審議会に設けられた分科会や地域医療対策協議会等の適切な場において行うことを想定している。（連携 B 水準も同様。）

【C-1 水準】

C-1 水準を適用することにより、地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性があることから、地域の医療提供体制への影響を確認することが適当であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。なお、地域医療対策協議会においても協議することとする。

【C-2 水準】

C-2 水準を適用することにより、地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に影響を与える可能性があることから、地域の医療提供体制への影響及び構築方針との整合性を確認することが適当であり、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。

<医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ（2020 年 12 月 22 日）より抜粋>

5. 今後の対応

（1）医療機関への支援

- ・引き続き、愛知県医療勤務環境改善支援センター（2022 年度委託先：愛知県医師会）において専門知識を有するアドバイザーによる相談・助言等、必要な支援を行う。また、専用ホームページの活用や説明会を開催し、勤務医の時間外労働上限規制への対応に係る制度周知に努める。
- ・診療報酬による地域医療体制確保加算や 2022 年度地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金を活用し、関係医療機関が行う医師の労働時間短縮に向けた取組の総合的な支援を行う。

（2）指定に係る業務

- ・指定申請までに申請書等を整備し、関係医療機関へ公表する。
- ・2023 年度末までに必要な医療機関の指定を行うため、2022 年 10 月から受付開始を予定している評価センターの評価結果を受領した医療機関から指定申請を受け付ける。
- ・地域医療対策協議会及び地域医療構想推進委員会における協議、医療審議会における意見聴取をした後、医療機関を指定する。
- ・指定後は速やかに指定通知・公示・評価センター評価結果の公表を行い、医療機関が 2023 年度末までに時短計画策定・36 協定締結をできるようにする。

（今後の予定）2022 年 11 月	医療審議会での医師の働き方改革の施行に向けた取組について報告
2022 年冬	各地域医療構想推進委員会で医師の働き方改革の施行に向けた取組について報告
2023 年 1 月以降	指定申請・受付・地域の関係者での協議（報告）